

平成24年6月15日

有限会社 Coo&RIKU
代表取締役 大久保 延子 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子



申 入 書

当協会は、平成24年4月1日に内閣総理大臣より認定を受けた公益社団法人であり、会員の多くが全国各地の消費生活センターで相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また平成19年11月には、内閣総理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権を行使することができる「適格消費者団体」の認定を受けております。

当協会では、「週末電話相談」「電話相談110番」等により消費者被害の情報収集を実施しており、その中で、貴社とのペット売買契約書について、消費者から苦情が寄せられました。

当協会において貴社の「Coo&RIKUペット売買契約書」等入手し、契約書条項につき検討したところ、消費者契約法8条1項2号、同4号、同5号、10条により無効となる条項や、消費者の権利を不当に制限する条項など改善・是正が必要な条項があることが判明しました。

そこで、当協会は適格消費者団体として、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、貴社に対して下記のとおり、消費者契約法8条、10条等により無効となる条項の使用を直ちに停止すること、消費者の権利を不当に制限する条項などにつき改善・是正することを申入れます。

つきましては、平成24年7月13日までに、本申入れに対する回答を書面にて当協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。

(本件に関する連絡先)

〒108-5866 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL:03-3448-9736 FAX:03-3448-9830

第1 申入れの趣旨—使用停止を求める条項

貴社の使用するCoo&RIKUペット売買契約書（以下「契約書」という）の条項中、次の条項について使用停止を求める。

1 第4条

契約書第4条は、消費者契約法10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第4条

契約完了により、当該ペットが乙の希望に沿うものであるという同意がなされたものとし、この時点において当該ペットは特定物となる。

2 第6条

契約書第6条は、消費者契約法8条1項5号・10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第6条

引渡し完了後に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合に、甲は乙に対し瑕疵担保の責を負わない。

3 第7条

契約書第7条は、消費者契約法10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第7条

契約完了後に、乙は甲に対し如何なる理由があろうと当該ペットの返品・交換、返金を強いる行為は出来ない。

4 第8条

契約書第8条は、消費者契約法8条1項2号・4号・10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第8条

引渡し完了後に、当該ペットにかかる治療費の全ては乙負担とし、甲に対し治療費の請求を強いることは出来ない。

5 第10条

契約書第10条は、消費者契約法10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第10条

乙が甲の名誉を毀損する内容を第三者に伝達した場合、それに生じた損害を乙は甲に対し全額賠償しなければならない。

賠償額の算出方法は甲独自の方法によるものとする。

6 特記事項／先天性疾患による保障制度

契約書の先天性疾患による保障制度は、消費者契約法10条により無効であるので、使用の停止を求

める。

特記事項／先天性疾患による保障制度

1 ペットとして通常の生活に支障をきたす重大な先天性疾患が販売後3ヶ月以内（お引渡し当日より90日以内）に発見された場合は、生体価格が同程度の代犬猫を提供するものとする。

但し、甲の規定する獣医の診断により、不治、病死および通常の生活に支障をきたす重大な疾患や後遺症と診断されたものに限る。また、保障上限価格は、生体価格内とする。

2 ペットとして飼育可能な以下の項目は、先天性の定義より除外する。

除外項目：ヘルニア・陰囊丸・毛色の変化・猿爪・ブルーアイ・オーバーサイズ・歩行可能な股関節形成不全およびその他の変形性関節症・大泉門開存（ペコ）・歯の噛合せ（アンダーショット／オーバーショット）

第2 申し入れの趣旨 — 改善・是正を求める事項

貴社の使用するCoo&RIKUペット売買契約書（以下「契約書」という）の条項中、次の条項について改善・是正を求める。

1 第12条

契約書第12条は、適用場面が限定されるので、その旨の記載を求める。

第12条

1 死亡保障制度は、当該ペットが販売後2週間以内（お引き渡し当日より14日以内）に死亡した場合に適用する。但し、死亡診断書（日付および獣医師の署名入りの書類）がある場合に限る。また、外傷・虐待を原因とする場合、および治療放棄した場合、不慮の事故による死亡の場合は除外する。

2 1を満たした上で、乙が甲に販売生体価格の50%を支払うことで成立する。

但し、ワクチン代や保障代など、生体価格以外に発生する代金、および代替ペットの生体価格が当該ペットの価格を上回る場合の差額代金は、別途乙が負担する。

3 甲は乙に生体価格が同等の代替ペットを後日引き渡す。

4 代替ペットの引渡しは1回限り有効とする。

2 生命保障

生命保障制度は、保険業法に抵触するおそれがあるので、改善・是正の検討を求める。

第3 申し入れの理由—使用停止を求める条項

1 契約書第4条について

(1) 契約書第4条の趣旨

ペットの売買契約は、特定物売買（動物の個性に着目して、そのものを引き渡す売買契約）の場合と不特定物売買（動物の種類、年齢、大きさ等の条件を満たせば、どれでも目的物になりうる売買契約）の場合がありうる。契約書第4条は、不特定物売買の場合について目的物の特定の時期を契約完

了時に定めたものである。

(2) 不特定物売買における特定の時期について

確立した判例は、不特定物売買の目的物に隠れた瑕疵があつた場合、債権者が一旦これを受領したからといって、完全な給付を請求することができなくなるわけではなく、「債権者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し債務者に対しいわゆる瑕疵担保責任を問うなどの事情がある」場合でない限り、債務不履行責任を問える（完全な給付を請求し、損害賠償請求、契約解除を行うことができる）（最高裁昭和36年12月15日判決）としている。すなわち、「債権者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し債務者に対しいわゆる瑕疵担保責任を問うなどの事情がある」場合でない限り特定せず、そのような事情がある場合にその時点で特定し、以後は、特定物売買と同様、瑕疵担保責任しか追及できなくなる（完全な給付の請求はできなくなる）。

(3) 契約書第4条の意義・内容

契約書第4条は、不特定物売買の特定の時期について、契約の完了時としており、契約の完了時がいっつなのかは契約書上必ずしも明らかではないが、少なくとも「買主が、ペットに瑕疵があることを認識した上でこれを履行として認容した場合」よりも以前である。そうすると、契約書第4条の規定がない場合は、「買主が、ペットに瑕疵があることを認識した上でこれを履行として認容」するまでは、買主は売主である貴社に対し、債務不履行責任を追及できたのに対し、契約書第4条の規定がある場合は、判例よりも早い段階で、買主は売主に対し、債務不履行責任を追及できなくなる。

(4) 消費者契約法の定め

消費者契約において、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定」に比べて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害するものは無効となる（消費者契約法10条）。そして、確立した判例も「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定」に該当する（日弁連消費者問題対策委員会『コンメンタール消費者契約法』ほか）。

(5) 契約書第4条と消費者契約法の該当性

上記のとおり、契約書第4条は、買主は、売主の債務不履行責任を追及できる期間を狭めるものであるから、民法等の定めと比べて買主の権利を制限するものであり、消費者の利益を一方的に害するものであるから、無効である（消費者契約法10条）。

2 契約書第6条について

(1) 契約書第6条の趣旨

契約書第6条は、引渡し完了後に契約書裏面の「特記事項」記載以外の瑕疵があつた場合に、売主は買主に対し瑕疵担保の責めを負わないと規定している。これは、売買の目的物（本件契約ではペット）に「隠れた瑕疵」（買主がすぐには気がつかない病気や障害があつたなどの場合）があつた場合の売主の責任（瑕疵担保責任）についての規定である。

(2) 民法における売主の瑕疵担保責任

民法では、ペットの売主は、ペットに「隠れた瑕疵」があつた場合、買主に対して損害賠償責任を負う（民法570条・566条）。

また、「隠れた瑕疵」のために買主が契約の目的を達することができないときは、買主は契約を解除することができる（民法570条・566条）。

(3) 契約書第6条の意義・内容（売主の責任の免除）

購入したペットに「特記事項」に記載されていない病気や障害があつたときには、「隠れた瑕疵」に

該当するが、契約書第6条によって、買主は売主に対し、瑕疵担保責任を追及することができなくなる。

すなわち、売主は、契約書第6条の規定により、瑕疵担保責任の全部が免除されることになる。

(4) 消費者契約法の定め

消費者契約において、「隠れた瑕疵」があった場合の売主の損害賠償責任を全部免除する契約条項は無効である（消費者契約法8条1項5号）。但し、全部免除の契約条項があっても、瑕疵のないものをもってこれに代える旨の定めがある場合には、全部免除の契約条項は有効となる（消費者契約法8条2項1号）。ここにおいて、「瑕疵のないものをもってこれに代える」とは、当該契約の趣旨・目的に照らし、契約の目的物と同種・同性能でかつ瑕疵のない物を本来の目的物に代えて給付することをいい、同種・同性能といえるかは、当該消費者契約の趣旨・目的及び取引通念によって決する（日弁連消費者問題対策委員会『コンメンタール消費者契約法』）。

また、消費者契約において、民法等の定めにくらべて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害するものは無効となる（消費者契約法10条）。

(5) 契約書第6条と消費者契約法の該当性

ア 消費者契約法8条1項5号

契約書第6条によれば、(3)で述べたとおり、売主は瑕疵担保責任を負わないので、瑕疵担保責任に基づく売主の損害賠償責任は全部免除されることになる。従って、契約書第6条は、消費者契約法8条1項5号により無効である。

なお、本件契約書には「特記事項／先天性疾患による保障制度」が所定の場合に代犬猫を提供する旨の定めがあるが、代犬猫の提供を受けることができる場合が限定されているし、そもそもペットの売買契約においては、ペットの引き渡しを受け、飼育を開始した以後は、買主はそのペットに対し愛情を注ぎ、当該ペットの個性が決定的に重要になることから、同種の目的物の給付が当然に「瑕疵のない代替給付」になるわけではない。従って、ペットの売買契約においては、消費者契約法8条第2項の適用はない。

イ 消費者契約法10条

契約書第6条は、売主の瑕疵担保責任を全部免除するものであり、より具体的には、売主の損害賠償責任を免除するとともに、契約の解除も認めないものである。

これは、消費者である買主の権利を制限するものであり、消費者の利益を一方的に害するものである。従って、消費者契約法10条により無効である。

3 契約書第7条について

(1) 契約書第7条の趣旨

契約書第7条は、契約完了後に、買主は、売主に対し、如何なる理由があろうと、当該ペットの返品・交換、返金を強いる行為はできないと定めている。すなわち、契約完了により、買主は、ペットの売買契約の解除及び解除後のペットの引き取り、代金の返還請求、不特定物売買における代替物請求ができないことを定めている規定である。

(2) 契約の解除及び代替物請求

購入したペットに先天的な病気や障害があったときには、買主は、売主に対して、民法の債務不履行責任または瑕疵担保責任の定めに基づいて、契約を解除して、ペットの引き取り、代金の返還を求めることができる（民法541条・543条・570条・703条）。また、買主が当該ペットの個性に着目することなく、その種類に着目してペットを買った場合（不特定物売買）には、ペットの交換を請求

することができる。

(3) 契約書7条の意義・内容（売主の責任の免除）

契約書第7条は、買主は、売主に対し、如何なる理由があろうと、当該ペットの引き取り、代金の返還を強いる行為はできないとしており、買主は、民法の債務不履行責任または瑕疵担保責任に基づき契約の解除及び解除後の原状回復請求ができなくなる。また、買主は、売主に対し、如何なる理由があろうと、当該ペットの交換もできないとしており、不特定物売買における代替物請求ができなくなる。

(4) 消費者契約法の定め

消費者契約において、民法等の定め比べて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害するものは無効となる（消費者契約法10条）。

(5) 契約書7条と消費者契約法の該当性

契約書7条は、ペットの売買契約の解除及び解除後の不当利得返還請求権の行使、不特定物売買における代替物請求を認めないものであり、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一端的に害するものである。従って、消費者契約法10条により、無効である。

4 契約書第8条について

(1) 契約書第8条の趣旨

契約書第8条は、引渡し完了後に、当該ペットにかかる治療費の全ては買主の負担とし、売主に対し治療費の請求を強いることはできないと規定している。これは、引渡し完了後のペットにかかる治療費を損害として売主に賠償請求することを認めない規定である。

(2) 治療費に関する売主の損害賠償責任

ペットの引渡し後に当該ペットが病気やけがをした場合には、治療費は当然買主の負担となる。

しかし、ペットの病気やけがが当該ペットの引き渡し前に生じていたものであり、売主に債務不履行責任または瑕疵担保責任が生じる場合には、買主は、引渡し後に支出した治療費相当額について、売主に対して損害賠償請求することができる（民法415条・570条）。

売主が、ペットが病気にかかっていたり、けがをしていることを知りつつ売却した場合には、売主に不法行為責任が生じ、買主は、引渡し後に支出した治療費相当額について、売主に対して損害賠償請求することができる（民法709条）。

(3) 契約書第8条の意義・内容（売主の責任の免除）

ところが、契約書第8条は、引渡し完了後の「治療費の全て」を買主の負担としているので、同条によれば、ペットの病気やけがが当該ペットの引き渡し前に生じたものであり、売主が債務不履行責任または瑕疵担保責任、不法行為責任を負うときも、買主は売主に対して治療費相当額の損害賠償請求ができなくなる。

(4) 消費者契約法の定め

消費者契約において、売主に故意または重過失による債務不履行に基づく損害賠償責任を一部免除する条項は、無効である（消費者契約法8条1項2号）。

消費者契約において、売主に故意または重過失による不法行為に基づく損害賠償責任を一部免除する条項は、無効である（消費者契約法8条1項4号）。

消費者契約において、民法等の定め比べて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一端的に害するものは無効となる（消費者契約法10条）。

(5) 契約書第8条と消費者契約法の該当性

上記のとおり、契約書第8条は、治療費相当額についての売主の損害賠償責任を免除するものであり、売主の故意または重過失による債務不履行又は不法行為による損害賠償責任が一部免除されるものである。従って、契約書第8条は、消費者契約法8条1項2号又は消費者契約法8条1項4号に違反し無効である。

また、売主が瑕疵担保責任を負うべきときも、買主は売主に治療費相当額の損害賠償請求ができないのであるから、民法の定めと比べて、買主の権利を制限するものであり、消費者の利益を一方的に害するものであるから、無効である（消費者契約法10条）。

5 契約書第10条について

(1) 契約書第10条の趣旨

契約書第10条は、買主が売主の名誉を毀損する内容を第三者に伝達した場合、それによって生じた損害を買主は売主に対し、全額賠償しなければならないとし、しかも賠償額の算出方法は売主独自の方法によるものと規定している。これは、買主が売主の名誉を毀損する内容を第三者に伝達した場合には、実際に売主の名誉が毀損されたか否かを問わず、買主は売主の主張する損害について全て賠償するとした規定である。

(2) 民法上の名誉棄損行為について

買主の故意・過失のある違法行為により、売主の名誉が毀損され売主の社会的評価が低下し、それによって売主に損害が生じた場合には、買主は、名誉毀損行為により売主に生じた損害のうち、相当因果関係のある損害に限って賠償責任を負う（民法709条・710条）。また、損害の立証責任は、損害が生じたと主張する売主が負う。

(3) 契約書第10条の意義・内容（名誉棄損における買主の責任）

しかるに、契約書第10条は、買主が損害賠償責任を負うべき場合を、買主に故意・過失がある場合に限定せず、第三者への伝達行為が違法であることを要せず、また、実際に、売主の名誉が毀損され、売主の社会的評価が低下したか否かを問わず、いかなる損害についても買主は賠償責任を負うと規定する。また、売主は、損害が発生したこと、その損害は、買主の行為と相当因果関係のある損害であることの立証責任を負うことなく、売主は独自の方法により賠償額を算出できると規定している。従って、契約書第10条は、買主に故意過失がない場合、買主の行為に違法性がない場合、実際に売主の社会的評価が低下していない場合にまで買主に損害賠償責任を負わせ、損害の範囲も相当因果関係の範囲内に限定することなく全損害とし、損害について売主の立証も要しないことになる。

(4) 消費者契約法の定め

消費者契約において、民法等の定めと比べて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害するものは無効である（消費者契約法10条）。

(5) 契約書第10条と消費者契約法の該当性

前記のとおり、契約書10条は、民法の定めと比べて、買主の義務を加重するものであり、消費者の利益を一時的に害するものであるから、無効である（消費者契約法10条）。

6 特記事項／先天性疾患による保障制度について

(1) 先天性疾患による保障制度の趣旨

先天性疾患による保障制度は、①ペットとして通常の生活に支障をきたす重大な先天性疾患が、②販売後3ヶ月以内（お引渡し日より90日以内）に発見された場合で、③売主の規定する獣医の診

断により、不治、病死及び通常の生活に支障をきたす重大な疾患や後遺症と診断されたものに限って、生体価格が同程度の代犬猫を提供する制度である。

(2) 民法上の代替物請求について

購入したペットに先天的な病気や障害があったときには、不特定物売買の場合には、買主は売主に対し、ペットの交換を請求することができる。

(3) 先天性疾患による保障制度の意義・内容（売主の責任の免除）

先天性疾患による保障制度は、ペットとして通常の生活に支障をきたす重大な先天性疾患に限定して、販売後3ヶ月以内に発見された場合に限って、しかも売主の規定する獣医の診断により、不治、病死及び通常の生活に支障をきたす重大な疾患や後遺症と診断されることを条件にして代替物請求を認めるものであり、代替物請求が認められる場合が極めて限定される。

(4) 消費者契約法の定め

消費者契約において、民法等の定め比べて消費者の権利を制限し、または、義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害するものは無効となる（消費者契約法10条）。

(5) 契約書7条と消費者契約法の該当性

先天性疾患による保障制度は、ペットの売買契約が不特定物売買であれば、当然に認められる代替物請求を、極めて限定した場合にしか認めないものであり、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に害するものである。従って、消費者契約法10条により、無効である。

第4 申入れの理由—改善・是正を求める条項

1 契約書12条について

契約書第12条は、当該ペットが販売後2週間以内（お引渡し当日より14日以内）に死亡した場合に、①死亡診断書（日付および獣医師の署名入りの書類）があり、②外傷・虐待を原因とする場合、治療放棄した場合、及び不慮の事故による死亡の場合ではない場合に、販売生体価格の50%を支払うことにより、生体価格が同等の代替ペットの引渡しを受けることができると規定している。

貴社の想定する死亡保障制度の適用がある場合として、適切な予防接種をしておらず、購入直後に感染症にかかったペットが死亡した場合や、ペットに先天性疾患があり死亡したような場合が考えられるところ、当該ペットの売買契約が不特定物売買であれば、買主は売主に対し、当然に瑕疵のない代替物請求をすることができる。法律上認められた代替物請求であれば、買主には費用負担が発生しないので、買主に有利である。従って、売主は、買主が代替物請求できる場合は、まずは代替物請求ができることを買主に周知させて、代替物請求に応じるべきである。契約書第12条については、不特定物売買の場合には代替物請求を行いうること、特定物売買の場合でも、契約書第12条により代替ペットの請求ができることを定めたものであることを明確に記載するよう改善・是正を求める。

2 生命保障について

貴社は、売買契約に際して、買主に貴社の運営する生命保障への加入をさせているが、この生命保障は、ペットの死亡の場合に、代金の返金、または、代替ペットの提供及び5万円の支払いを保障するものであり、損害保険にあたるものである。

損害保険については、保険業法が規制を行っているところ、貴社の生命保障は保険業法に抵触する疑いがあるので、是正・改善の検討を求める。

以 上